

(此花区役所)

行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

令和5年3月31日 現在

使用許可/貸付	種別	施設名(財産名称)	所在地					用途	許可数量 ／貸付数量	単位	相手方氏名	減免率 (%)	年間使用料総額／ 年間貸付料総額(円)	減免前使用料／ 減免前貸付料(円) ※参考金額を含む	減免理由
			市内／市外	区	町番	丁番	地番								
貸付	土地	もと春日出東公園(コミュニティ用地等)	大阪市内	此花区	春日出南	1丁目	7番10内	広場	277.60	㎡	春日出南憩の家運営委員会	100	0	906,086	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと北港大橋派出所(コミュニティ用地等)	大阪市内	此花区	島屋	2丁目	406-106外	集会所・会館	64.42	㎡	島屋連合振興町会	100	0	253,944	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	恩貴島集会所	大阪市内	此花区	春日出中	2丁目	151番688	集会所・会館	165.00	㎡	恩貴島集会所運営委員会	100	0	1,021,680	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	港湾局賃貸地(此花・一般)	大阪市内	此花区	桜島	3丁目	42番5内	桜並木設置用地	104.12	㎡	桜島連合集会所運営委員会	100	0	292,993	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	港湾局賃貸地(此花・一般)	大阪市内	此花区	桜島	3丁目	42番5内	広場	3,550.47	㎡	桜島グラウンド運営委員会	100	0	14,485,917	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	此花区子供会育成連合協議会集会所	大阪市内	此花区	西九条	6丁目	39番5	集会所・会館	41.40	㎡	此花区子供会育成連合協議会	100	0	732,377	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	此花公園集会所	大阪市内	此花区	春日出北	1丁目	6番	集会所・会館	100.61	㎡	此花公園集会所運営委員会	100	0	1,220,064	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	此花公園老人憩の家	大阪市内	此花区	春日出北	1丁目	6-2	老人憩の家	100.61	㎡	此花公園老人憩の家運営委員会	100	0	1,254,882	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	桜島連合集会所	大阪市内	此花区	桜島	3丁目	42番5	集会所・会館	100.01	㎡	桜島連合集会所運営委員会	100	0	1,054,271	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	桜島老人憩の家	大阪市内	此花区	桜島	3丁目	42-5	老人憩の家	302.43	㎡	桜島老人憩の家運営委員会	100	0	859,028	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	桜島老人憩の家	大阪市内	此花区	桜島	3丁目	42-5	老人憩の家	100.01	㎡	桜島老人憩の家運営委員会	100	0	859,028	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	四貫島連合集会場	大阪市内	此花区	四貫島	2丁目	1番31	集会所・会館	193.93	㎡	四貫島連合集会場運営委員会	100	0	1,163,580	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	四貫島連合集会場	大阪市内	此花区	四貫島	2丁目	1番31	集会所・会館	98.96	㎡	四貫島連合集会場運営委員会	100	0	1,591,532	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	春日出中憩の家	大阪市内	此花区	春日出中	1丁目	5-10	老人憩の家	99.96	㎡	春日出中老人憩の家運営委員会	100	0	748,450	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	春日出中憩の家	大阪市内	此花区	春日出中	1丁目	5-10	老人憩の家	104.34	㎡	春日出中老人憩の家運営委員会	100	0	748,450	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	春日出南老人憩の家	大阪市内	此花区	春日出南	1丁目	7-10	老人憩の家	258.57	㎡	春日出南老人憩の家運営委員会	100	0	1,082,677	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	春日出南老人憩の家	大阪市内	此花区	春日出南	1丁目	7-10	老人憩の家	105.60	㎡	春日出南憩の家運営委員会	100	0	1,078,915	本市施策において非常に重要度が高いものであるため
貸付	建物	西九条振興会館	大阪市内	此花区	西九条	6丁目	39番1	集会所・会館	147.73	㎡	西九条振興会館運営委員会	100	0	3,292,542	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	西九条第10町会集会所用地	大阪市内	此花区	西九条	3丁目	100-3	集会所・会館	74.27	㎡	西九条連合第10振興町会	100	0	445,620	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	西九条福祉会館老人憩の家	大阪市内	此花区	西九条	1丁目	100-1	老人憩の家	114.67	㎡	西九条社会福祉協議会憩の家運営委員会	100	0	774,012	本市施策において非常に重要度が高いものであるため
貸付	土地	知的障がい者更生施設(通所)「此花第2太平洋学園」・高齢者福祉施設用地	大阪市内	此花区	島屋	3丁目	150番4	広場	1,730.17	㎡	島屋コミュニティ広場運営委員会	100	0	5,782,228	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	伝法コミュニティ集会所	大阪市内	此花区	伝法	4丁目	126番1	集会所・会館	110.88	㎡	伝法コミュニティ集会所運営委員会	100	0	2,389,595	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	伝法連合第2集会所	大阪市内	此花区	伝法	3丁目	71番3	集会所・会館	300.00	㎡	伝法連合第2集会所運営委員会	100	0	1,575,000	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	伝法老人憩の家	大阪市内	此花区	伝法	4丁目	126-1外2筆	老人憩の家	360.97	㎡	伝法老人憩の家運営委員会	100	0	2,286,833	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	伝法老人憩の家	大阪市内	此花区	伝法	4丁目	126-1外2筆	老人憩の家	105.50	㎡	伝法憩の家運営委員会	100	0	1,385,828	本市施策において非常に重要度が高いものであるため
貸付	土地	島屋第2老人憩の家	大阪市内	此花区	島屋	3丁目	114-49	老人憩の家	237.84	㎡	島屋第二老人憩の家運営委員会	100	0	1,571,881	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	島屋第2老人憩の家	大阪市内	此花区	島屋	3丁目	114-49	老人憩の家	100.01	㎡	島屋第二老人憩の家運営委員会	100	0	1,571,881	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	島屋連合集会所	大阪市内	此花区	島屋	3丁目	114番49	集会所・会館	100.01	㎡	島屋連合集会所運営委員会	100	0	1,089,008	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	島屋老人憩の家	大阪市内	此花区	西島	6丁目	50-1	老人憩の家	284.94	㎡	島屋老人憩の家運営委員会	100	0	1,529,881	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	島屋老人憩の家	大阪市内	此花区	西島	6丁目	5-19	老人憩の家	102.68	㎡	島屋老人憩の家運営委員会	100	0	1,427,804	本市施策において非常に重要度が高いものであるため
貸付	建物	西島集会所	大阪市内	此花区	西島	1丁目	52番1	集会所・会館	102.13	㎡	西島集会所運営委員会	100	0	1,753,642	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	梅香連合集会所	大阪市内	此花区	梅香	2丁目	1番1内	集会所・会館	314.67	㎡	梅香連合集会所運営委員会	100	0	1,593,012	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	梅香連合集会所	大阪市内	此花区	梅香	2丁目	1番1内	集会所・会館	119.88	㎡	梅香連合集会所運営委員会	100	0	3,114,625	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	梅香連合地域集会所	大阪市内	此花区	梅香	2丁目	1番1内	集会所・会館	642.15	㎡	梅香連合集会所運営委員会	100	0	3,132,407	コミュニティ育成事業(此花区)に極めて密接に関連するため

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料／減免前貸付料(円)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。

※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。